

資料3

第3次広島市安全なまちづくりの推進に関する基本計画の評価について

第1 施策目標の達成状況

◆第3次基本計画に掲げた施策目標 ◆

第3次広島市安全なまちづくりの推進に関する基本計画(平成28年3月策定)において、次の施策目標を掲げています。

- (1) 刑法犯認知件数を、7,500件/年以下とする。
- (2) 「体感治安が5年前と比べて良くなった」と感じる市民の割合を、25%以上とする。

(1) 刑法犯認知件数について

平成28年……………8,261件
 平成29年……………7,619件
 平成30年……………6,859件
 平成31年(令和元年) ……7,191件

直近2年は、7,500件/年以下となっており、刑法犯認知件数減少の施策目標は、達成したと評価できます。

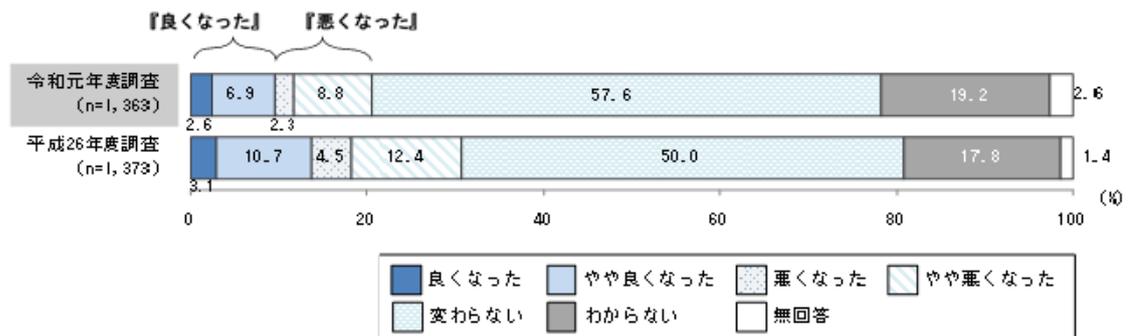
(2) 体感治安について

前回平成26年のアンケート調査において「体感治安が5年前と比べて良くなった」と感じると回答した市民の割合は13.8%であったものが、令和元年のアンケート調査では9.5%に止まる結果となり、25%以上の目標を大きく下回り、施策目標の達成に至りませんでした。

ただし、体感治安が良くなったと感じる人の割合は9.5%と前回調査よりさらに低くなっていますが、「悪くなった」と回答した人も減っているとともに、「変わらない」と回答した人が増えており、以前と比べ体感治安は好転してはいませんが悪化もしていない状況です。

また、令和元年のアンケート調査では、「悪くなった」と感じる理由について、「全国で発生する様々な犯罪報道により不安が増加した」が43.0%となっています。

したがって、体感治安については、施策目標を大きく下回っているものの、これは必ずしも地域の情勢を悲観的にとらえているものではないと考えられます。



第2 基本方針による取組

1 防犯意識の高いひとづくり

犯罪の多くは、市民一人一人が防犯に関心を持ち、犯罪の手口や対策を知り、適切な対策を講ずることで防ぐことができます。そのためには、防犯に関する意識啓発と犯罪の発生状況などの情報提供を行うことが重要になります。さらに、「自らが犯罪を起こさない」という規範意識や社会モラルの向上が不可欠です。

(1) 防犯意識を高める支援活動の推進

市広報紙や広報番組、ホームページ、区民大会等、あらゆる機会を通じて防犯意識を高める広報啓発活動を行い防犯意識の高揚に取り組みましたが、さらなる向上を目指し、今後も継続して幅広い年齢層に対し、広報啓発活動を推進していく必要があります。

また、公民館での防犯講習会や本市職員による出前講座等により、多様化する特殊詐欺の手口や防止策、自転車盗難防止等の地域のニーズに応じたタイムリーな情報提供を行いました。防犯講習会等は、市民へ直接情報提供が行える効果的な手段であるため、引き続き実施していきます。

さらに、県、警察、関係機関等と連携し、それぞれにおいて各種の相談窓口を開設するなど、相談体制の充実を図っているものの、市民への周知が十分でないことから、効果的な活用ができているとは言い難い現状があるため、あらゆる広報媒体を活用し、各種相談窓口の広報をしていくとともに、市民が相談しやすい体制を構築していく必要があります。

(2) 防犯力を高める情報発信の充実

防災情報メールを活用し、不審者や多発する犯罪の情報等を積極的に発信することにより、市民に注意喚起を行い、防犯力を高める情報発信に努めました。

今後も、引き続き、関係機関と連携し、より正確でタイムリーな情報発信していく必要があります。

(3) 高齢者・子ども・女性等の防犯力の強化

子ども・高齢者を対象とした犯罪被害等防止教室、防犯講習会、出前講座及び各種大会等を利用し、防犯力の強化に努めました。

子どもへの声かけ等の不審者事案は増加し、女性性犯罪・声かけ事案等の把握件数は、平成27年をピークに高止まり傾向となっており、1日平均4件程度の性犯罪・声かけ事案等が発生している状況が続いています。

また、高齢者の特殊詐欺被害についても件数は減少しているものの、依然として高額な被害が発生しています。

さらに、青少年のスマートフォン等電子メディアの利用率が高まる中、適正な利用が行われるよう、周知を図る必要があります。

そうしたことから、高齢者・子ども・女性はもちろん、子どもの保護者等家族・教職員、現役世代を含めた幅広い世代に対する防犯力の強化、啓発活動が必要です。

2 防犯力の高い地域づくり

安全なまちづくりには、市民や事業者等が高い防犯意識を持ち、力を合わせ継続して防犯活動に取り組むことが重要です。そのためには、市民や事業者等が地域の課題を共有し、地域とのつながりを深めながら、連携・協力して防犯活動に取り組むことが必要です。また、子ども見守り活動や町内会・自治会によるコミュニティ活動は、地域に連帯意識を醸成するばかりでなく、犯罪に対する抑止につながります。

(1) 自主的・持続的なエリアマネジメントと防犯活動の推進

地域団体、大学生、シルバー人材センターやPTA等により、子どもの見守り活動等が積極的に行われています。

しかし、防犯活動に参加する構成員の高齢化と若い世代の参加者不足などから活動者数が減少していることが、多くの地域で課題になっており、また、刑法犯認知件数が減少し、市民が被害にあうケースが減少している情勢から、防犯への関心が低くなりつつあると思われるので、今一度、防犯への関心を高め、防犯活動を持続させる取組を推進する必要があります。

(2) 地域防犯活動への支援

防犯資機材の提供や防犯リーダーの育成講座の開催、防犯活動への参加の機運を高めるための「安全なまちづくり功労表彰」や地域団体に対する補助制度の実施等を行っています。

地域の自主的な取組には、物的・人的・財政的支援は不可欠であるため、今後とも、継続して物的・人的・財政的支援を行います。

また、地域防犯カメラの設置補助制度は、町内会等の自主防犯活動を補完する目的で、平成26年度に新設し、令和元年度までに、106団体、271台について設置を補助しましたが、その必要性、重要性から引き続き実施します。

(3) 地域防犯ネットワークの形成

地域団体や事業者と連携が図られ、様々な活動を行っている地域もありますが、参加者の高齢化等により活動が十分行えない地域もあります。市民、とりわけ若い世代の活動参加と併せ、他の地域団体や事業者についても防犯活動への協力依頼を行うなど、幅広く意識啓発や連携強化に努める必要があります。

3 犯罪の起こりにくい環境づくり

犯罪の未然防止には、犯罪を起こりにくい環境整備などハード面からの取組も必要です。犯罪の特性などその地域に応じた取組を、市民や事業者、地域団体、市が協力して進めることが重要です。また、身近な生活環境の防犯性を高めることなどは、犯罪の起こりにくい環境づくりにつながります。

(1) 犯罪防止に配慮した公共施設の整備等

街路灯の整備や公園の植木の剪定、安全意識啓発マップに基づく通学路の整備等を行っていますが、犯罪の起こりにくい環境づくりのため、引き続き取り組んでいきます。

(2) 市民・事業者による環境整備等の促進

一家一事業所一点灯運動の推進や街路灯設置補助等を行っていますが、市民や事業者自らが行う防犯対策が有効かつ効果的に行われるよう、引き続き防犯情報の提供や街路灯設置補助等の支援を行う必要があります。

一家一事業所一点灯運動は、市民アンケート調査によると、認知度は約1割強でありながら、実施している家庭は約5割強で、犯罪の起こりにくい環境の整備は進んでいますが、さらなる意識向上のため継続して広報啓発活動を推進していきます。

(3) 繁華街等地域に応じた環境改善

流川・薬研堀地区の繁華街対策では、毎月リバークリーン作戦の実施等、官民一体となった環境浄化対策を行い、放置自転車や暴力団排除気運の醸成に努めていますが、これらの取組を継続しないと繁華街という特性から環境の悪化に転じてしまう恐れがあります。国内外から観光客が多数訪れる地域でもあることから、本市の安全性のイメージ向上のためにも安全・安心の確保に向けた取組は今後も重要です。

4 犯罪被害者等への支援体制づくり

犯罪に遭った被害者等は、犯罪による直接的な被害だけでなくその後も副次的な被害に苦しめられることが少なくありません。犯罪被害者等が再び地域において平穏な生活を営むためには、必要なときに必要な場所で適切な支援が途切れることなく提供されることが大切であり、地域社会の理解や配慮、協力が重要です。

(1) 支援活動の拡充

相談窓口の体制は確保しているものの、市民への周知が十分とは言えないことから、あらゆる広報媒体を活用して周知活動を行う必要があります。

(2) 市民の理解の推進

講演やキャンペーン、資料展示等により啓発を行っていますが、市民全体に犯罪被害者等への理解や配慮、協力の重要性を認識してもらう必要があります。相談窓口の利用と併せ、引き続きあらゆる媒体、各種イベント等を利用し、より効果的な広報啓発活動に行っていく必要があります。

第3 重点的な取組

1 身近な犯罪等（自転車盗・万引き）や子ども・女性への犯罪の抑止

(1) 身近な犯罪等（自転車盗・万引き）の抑止

自転車の盗難の主な原因である無施錠の対策（ツーロックの啓発等）について、中学校での犯罪被害等防止教室等で注意喚起するとともに、広島県警察等と連携し、街頭キャンペーン等を実施していますが、依然として自転車盗のうち無施錠が約6割という状況であり、引き続き、広報啓発活動を実施する必要があります。

(2) 子ども・女性への犯罪の抑止

防災情報メールを通じて、不審者情報等を積極的に情報発信し、子ども・女性への注意喚起に努めるとともに、中学校での犯罪被害等防止教室や女性を対象とした防犯講習会を開催することにより、防犯意識の向上に努めました。引き続き、不審者情報を積極的に発信するとともに、犯罪防止教室や講習会等の開催等を通じた防犯意識の向上を図ります。

2 特殊詐欺被害の抑止

県、警察、関係機関等と連携し、街頭キャンペーンによる啓発活動を実施するとともに、新聞折込チラシやテレビ広報番組等を活用し、特殊詐欺対策の啓発を行っており、特殊詐欺被害の件数は、減少したものの、その手口は増々巧妙化していることから、引き続き、被害の対象となる高齢者を中心として広く広報啓発活動を実施し、被害の抑止を図る必要があります。

3 自主的・持続的にエリアマネジメントを実行する仕組みの構築

地域団体や事業者と連携が図られ、様々な活動を行っている地域もありますが、住民や団体の構成員の高齢化等により活動が十分行えない地域もあります。若い世代の地域防犯活動への参画は時間がない等の理由から進んでいません。今後、若い世代等の地域防犯活動への参画を促進するための施策を講じる必要があります。